

「保険契約の失効取消に関する特則」の新設について

ご加入いただいた保険契約の普通保険約款および特約条項に、つぎの特則を追加します。

保険契約		普通保険約款 および特約条項	追加する特則	
下記以外の 平準払商品	円建商品の場合	普通保険約款	保険契約の失効取消に関する特則	①
	外貨建商品の 場合	普通保険約款	保険契約の失効取消に関する特則	①
		円換算払込特約条項	保険契約の失効を取消する場合の特則	②
米国ドル建終身保険（保険料 円払込型）		普通保険約款	保険契約の失効取消に関する特則（米国 ドル建終身保険（保険料円払込型）用）	③

① 普通保険約款（米国ドル建終身保険（保険料円払込型）以外の平準払商品）に追加する特則

保険契約の失効取消に関する特則

1 この特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで（以下、「失効取消可能期間」といいます。）に延滞保険料の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
- (2) 失効取消可能期間中に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に前号に定める延滞保険料の払込があったときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- (3) 前号の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を支払います。この場合、会社は、延滞保険料を死亡保険金から差し引きます。
- (4) 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

2 この特則を付加した保険契約が消滅した場合には、この特則も同時に消滅したものとします。

3 保険料一時払の契約については、この特則の規定は適用しません。

② 円換算払込特約条項に追加する特則

保険契約の失効を取消す場合の特則

この特約が付加されている主契約に保険契約の失効取消に関する規定がある場合、その規定に基づき保険契約者が会社に払い込む延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の属する月の前月末日とします。

③ 普通保険約款（米国ドル建終身保険（保険料円払込型））に追加する特則

保険契約の失効取消に関する特則（米国ドル建終身保険（保険料円払込型）用）

1 この特則を付加した保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 猶予期間満了日の翌日から猶予期間満了日の属する月の翌月末日まで（以下、「失効取消可能期間」といいます。）に延滞保険料の払込があったときは、保険契約は失効しなかったものとして取り扱います。
- (2) 前号の延滞保険料の払込については、保険料円払込額により取扱うものとし、延滞保険料は、保険料の払込がなかった払込期月の前月末日を換算基準日として、保険料円払込額を米国ドルに換算した金額の合計額とします。
- (3) 失効取消可能期間中に保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた場合で、失効取消可能期間中に前号に定める延滞保険料の払込があったときは、保険金の支払または保険料の払込の免除を行います。
- (4) 前号の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者を同一とする保険契約において、失効取消可能期間中に死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を支払います。この場合、会社は、延滞保険料を死亡保険金から差し引きます。
- (5) 失効取消可能期間中は、保険契約者は、保険契約を復活することはできません。

2 この特則を付加した保険契約が消滅した場合には、この特則も同時に消滅したものとします。